



平成27年5月29日

【照会先】

栃木労働局雇用均等室

室長 野村 ひとみ

地方機会均等指導官 大貫 文子

(電話) 028-633-2795

(FAX) 028-637-5998

報道関係者 各位

平成26年度雇用均等行政関係法令の施行状況について

— 労働者からの相談が増加 —

1 栃木労働局(局長 堀江 雅和)は、平成26年度における男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法(以下、これら3法を「雇用均等行政関係法令」という。)の施行状況を取りまとめました。[\(別紙1\)](#)

(1) 雇用均等室に寄せられた相談は1,260件あり、育児・介護休業法に関するものが732件(58.1%)と最も多く、次いで、パートタイム労働法に関するものが277件(22.0%)、男女雇用機会均等法に関するものが251件(19.9%)となっています。

(2) 雇用均等行政関係法令に基づき報告徴収を行った企業等は436社で、うち406社において法令違反(いずれかの違反があった企業の割合93.1%、前年比7.6%増)があり、1,584件の是正指導を行いました。是正指導の内訳は、育児・介護休業法に関するものが1,072件(67.7%)、パートタイム労働法に関するものが269件(17.0%)、男女雇用機会均等法に関するものが243件(15.3%)となっています。

図1 相談内容の内訳

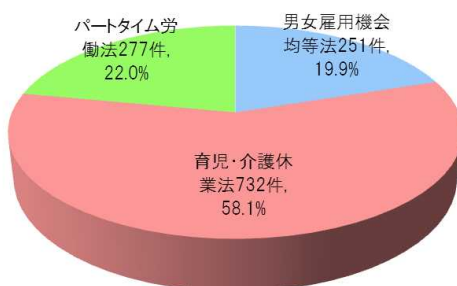
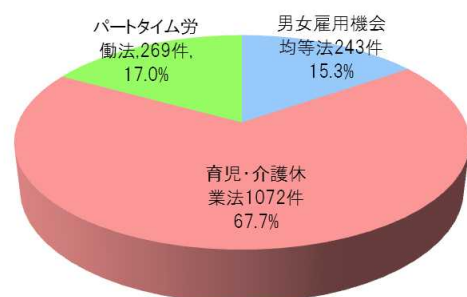


図2 是正指導の内訳



(3) 紛争解決援助の申立ては6件あり、その内訳は、労働局長による援助が4件、紛争調整委員会による調停が2件で、いずれも女性労働者からの申立てでした。

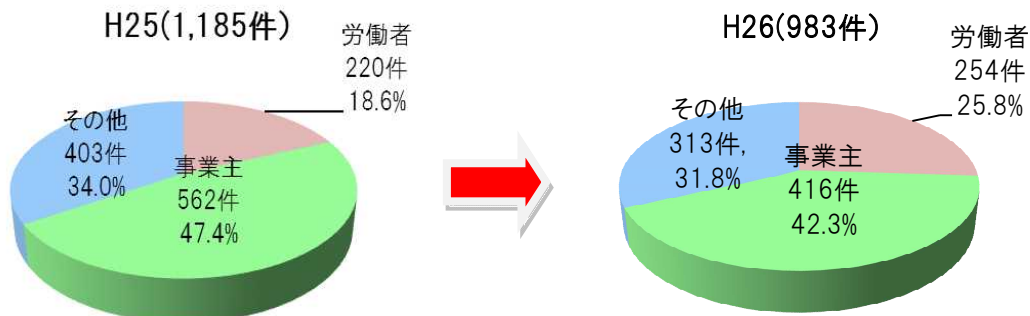
労働局長による援助の申立ては、男女雇用機会均等法に基づく申立て3件(妊娠等不利益取扱い1件、セクシュアルハラスメント2件)、育児・介護休業法に基づく申立て1件(育児休業に係る不利益取扱い事案)でした。申立者からの取下げ1件を含み、いずれも解決しました。

紛争調整委員会による調停申請は、男女雇用機会均等法に基づく申請2件(セクシュアルハラスメント)でいずれも解決しました。[\(別紙2\)](#)

2 相談の状況 ー労働者からの相談が増加

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に係る相談者の状況をみると、事業主からの相談が減少し、労働者からの相談が増えています。これらの法律に関する相談983件中、254件が労働者からのもので、昨年度と比べ7.2%増加しています。

図3 相談者の変化



労働者からの相談の具体的な内容をみると、「セクハラを受け退職してしまった」、「性的な噂を流されている」、「行為者の処分に納得いかない」といったものや、「育児休業を申し出たところ退職を強要された、雇止めされた」、「育児短時間勤務制度がない」といったものがあげられます。

なお、厚生労働省は、本年1月、最高裁判所の判決を受け、マタハラについて通達の見直しを行ったところですが、妊娠・出産、育休などを理由とする不利益取扱いに関する労働者からの相談は、42件(昨年度49件)でした。

法に抵触するおそれのある相談については、報告徴収を実施し、是正を図っています。[\(別紙3\)](#)

3 紛争解決援助制度の申立ての活用促進及び事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導の実施

労働者から法に抵触する取扱いを受けたとする相談があることや紛争解決援助制度の利用が低調であることから、法の周知徹底及び紛争解決援助制度の一層の活用を促進します。

労働者からの相談等により法違反が疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収、是正指導等を行います。

特に、妊娠・出産・育児休業等の取得等を理由とする解雇その他不利益取扱いについて、相談窓口が雇用均等室であることを周知し、紛争解決援助制度等の利用や事業主に対する報告徴収、是正指導により、迅速かつ的確な解決を促します。

(参考：紛争解決援助制度のご案内(パンフレット))